

疾病保険法改正草案の審議進む

(西ドイツ)



連邦会議では最近懸案の疾病保険改正およびこれと関連した賃金継続支払い法（労働者の疾病の際の有給休暇制）について審議を進めており、連立与党（キリスト教民主同盟—CDUと社会民主党—SPD）のそれぞれが提出している改正案について4月末から公聴会を開き、関係諸団体の意見を聴取した。

5月9日の Frankfurter Allgemeine 紙によると、この両党議員団代表間に部分的に妥協案が成立したが、未だ両党議員団としては決定していないという。

以下4月30日付 Frankfurter Allgemeine 紙および同日付と5月1日付の Die Welt 紙により関係各団体の主張と、両党代表者間の

妥協案との概要を紹介する。

ドイツ労働組合同盟（DGB）とドイツ職員組合（DAG）の代表は、職員保険における強制加入限度（現在月収900マルク）を廃止することを主張し、特にDGBおよび代用金庫側は、職員と労働者を平等に取り扱うという原則から、強制加入限度を1,200マルクに上げるというSPD案を支持する。

一方連邦雇用主協会連合会代表は、所得限度を全般的な成長に適応させることこそ必要であり、したがって雇用主側としては所得限度を従来の900マルクから990マルクに引き上げるといふCDU案を受入れる用意があ

る、と表明している。

（両党代表妥協案では強制加入限度を1,200マルクに引き上げることとし、雇用主側は拠出補助金を出すこととしている）。

賃金継続支払い（労働者有給病床）制の問題は疾病保険改正案の当初から論議されているもので、特に労働者側は職員との格差是正の面からこれを強く主張してきた。

（これについて妥協案では、労働不能となった労働者に対して、6週間だけ賃金全額を7月1日以降支払うこととしている。なおこれによる小企業の負担調整のため、5億2,500万マルクの過渡的援助金が1979年まで漸減的に支払われる）。

医師会と薬剤師間の対立点は処方箋料の問題で、CDU草案ではこれを2マルク引き上げることとしている。医師会は薬剤費の最高および最低基準に一定の割合で処方箋報酬をつけようとする。こうしないと患者の方で一枚の処方箋ごとにできるだけたくさんの処方を要求するようになるからというのである。これに対し薬剤師会の主張は処方箋の固定報酬を主張する。でないとならば事務費と薬局での待

Mai; Die Welt, 30 April - 1 Mai

6月3日の議会労働委員会では賃金継続支払い法の審議に関連して疾病保険改正につき討論が行なわれ、所得限度その他の主要な点で各党の意見が分かれたが、次の点については議決が予想される。

1. 労働者の事故に際しては、8月1日以降雇用主は6週間賃金全額を支払う。
2. 20人以内を雇用する企業には調整金庫を設けて、1972年まで総額5億2,500万マルクの補助を与える。
3. 疾病保険の保険料最高額は11%（賃金の）を8.5%に引き下げる。
4. 被保険者は医薬費として1処方ごとに20%を最高2.50マルク以内で支払う。
5. 1970年から疾病保険の抛出償還制を実施し、年4回発行する患者票のうち3枚に対し、これを利用しなかったときはそれぞれ10マルクを払い戻す。

(Frankfurter Allgemeine 5-6 Juni)

(安積 鋭二 国立国会図書館)

時間が多くなるからというのである。

(妥協案では、従来1マルクの処方箋料は廃止し、その代わり被保険者は薬剤費の一部を、1件につき最低20%、ただし最高額2.50マルクまでを支払うこととしている)。

患者票（疾病保険では受診のとき金庫から患者票をもらう）を利用しなかった場合、抛出保険料の払い戻し制は改革案の中心の一つとなっているが、これについては問題が多い。

これと関連して、抛出保険料の最高額を現在の11%（賃金の）から、CDU案では9%に、SPD案では8.5%に引き下げることとしている。この可能性に対し学識経験者側は懐疑的である。職員代用金庫の意見では、もし被保険者が健康で患者票を用いなかった場合の払い戻し制をとり入れるとすれば、抛出額を今年もかなり引き上げねばならないこととなろう、と述べている。

(妥協案では、CDU案によるこの抛出払い戻し制をとり入れることとしている。これによると毎年3枚の患者票に対し、それを利用しなかった者に10マルクを与える)。

保険料最高額は従来の11%（賃金の）に対し8.5%に引き下げる。ただしこれは代用金庫には適用しない。その他の疾病金庫では賃

金継続支払い制が導入されると疾病手当の支払いの負担がなくなるからこの引上げが可能になるというのである。ただし専門家はこの処置に疑問を抱いている。というのは地区疾病金庫の平均抛出額率は11%に達しているからである。

入院費の患者一部負担は、CDU案では1日3マルクを支払うこととなっている。しかしこれは極めて困難な問題でこれを支持しているのは雇用主側だけである。

(妥協案でもこの問題は解決されておらず、政府に検討を委ねている)。

この他、民間疾病保険会社では、SPD草案が通るようなことがあると、現在の職員の被保険者の90%を失うことになる、と恐れている。ドイツ職員組合(DAG)の意見では、すべての国民は疾病のリスクに対し保障されていなければならない、その場合公的・私的保険のいずれを選択するかは本人の自由に行なければならない。そして一度決めた選択は勝手に変えられるものであってはならない、と主張している。

Frankfurter Allgemeine, 30 April - 9